

令和8年6月25日

令和8年

第8回野洲市教育委員会定例会議案書

野 洲 市 教 育 委 員 会

付議事項

議案第 36 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市立学校薬剤師の委嘱について)

議案第 37 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市学校運営協議会委員の委嘱について)

議案第 36 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 25 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市立学校薬剤師の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市立学校薬剤師の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度 野洲市学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏 名	任期	備考
中主小学校	校 医	田中 久貴 南 喜幸	平成30年4月1日～ 平成 5年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 秀俊	令和7年4月1日～	
		橋本 健	平成14年4月1日～	
	薬剤師	市島 剛司	令和8年4月1日～	令和8年4月1日委嘱
篠原小学校	校 医	野村 哲	令和元年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	令和12年4月1日～	
	歯科医	岡本 武司	平成23年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和7年4月1日～	
祇王小学校	校 医	杉山 健二	平成20年4月1日～	
		澤田 正史	平成18年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	一井 彰人	昭和59年4月1日～	
		上原 正典	令和4年4月1日～	
	薬剤師	森 篤子	平成22年4月1日～	
三上小学校	校 医	本田 亘	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	小林 加枝	令和4年4月1日～	
		宇田 正人	平成 8年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和6年5月1日～	
野洲小学校	校 医	岡田 勝治	令和8年4月1日～	
		堀出 直樹	平成18年4月1日～	
		澤田 正史	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	喜多 誠一	平成16年4月1日～	
		上田 周	平成19年4月1日～	
	薬剤師	松永 章宏	令和4年4月1日～	
北野小学校	校医	都築 智子	令和4年4月1日～	
		岡田 勝治	令和6年4月1日～	
		木田 直也	令和6年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和2年4月1日～	
	歯科医	古屋 洋二郎	平成24年4月1日～	
		金田 成煥	平成28年4月1日～	
	薬剤師	大林 竜士	令和8年4月1日～	
中主中学校	校 医	田中 久貴	令和元年10月1日～	
		吉川 明	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 智彦	平成14年4月1日～	
		上原 正典	令和元年4月1日～	
	薬剤師	森 篤子	令和4年4月1日～	
野洲中学校	校 医	山地 尚	平成10年6月1日～	
		本田 亘	平成29年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	坂本 耕造	令和4年4月1日～	
		橋本 昌治	平成6年4月1日～	
	薬剤師	鈴木 恵	平成28年4月1日～	
野洲北中学校	校 医	白井 博志	令和8年4月1日～	
		甲原 一郎	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	宇田 正人	平成30年4月1日～	
		金田 成煥	平成24年4月1日～	
	薬剤師	口井 創太	令和元年8月1日～	

議案第 37 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 25 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市学校運営協議会委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市学校運営協議会委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市学校運営協議会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度中主幼稚園学校運営協議会委員

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

任期：令和8年5月1日～令和9年3月31日 （追加）

委員名	属性
田中 明奈	③
川端 一	②
田中 康子	③
田中 元輝	①
増田 孝	①

←追加

※属性の欄は、規則第7条に定める以下①～④の区分。

①保護者 ②地域の住民 ③対象学校の運営に資する活動を行う者 ④その他教育委員会が適当と認める者